

足立区移動支援事業におけるガイドヘルパー従事要件等について

		視覚障がい者(児)	知的障がい者(児)	身体障がい者(児)	難病患者
介護福祉士			○	○	○
養成研修修了者	介護職員初任者研修		○	○	○
	居宅介護職員初任者研修		○	○	○
	視覚障害者外出介護従業者養成研修	○			
	全身性障害者外出介護従業者養成研修			○	○
	知的障害者外出介護従業者養成研修		○		
	行動援護従業者養成研修		○		
	強度行動障害支援者養成研修		○		
	重度訪問介護従業者養成研修(注1)			○	○
	同行援護従業者養成研修	○			
	訪問介護員(1～2級)		○	○	○
	訪問介護員(3級)		○	○	○
	実務者研修		○	○	○
みなし証明 (注2)	視覚障害者	○			
	全身性障害者			○	○
	知的障害者		○		

(注1) 平成18年9月30日までの間に従前の日常生活支援従事者養成研修を修了した者を含む。

(注2) 「みなし証明書」とは支援費制度以前のサービス従事経験がある者で、必要な知識及び技術を有することを知事が証明した者。視覚障がい者(児)移動支援は、「視覚障害者外出介護従業者養成研修修了証」、「同行援護従業者養成研修」もしくは「みなし証明書(視覚障害者)」を所持していないと、従事することができない。